

第十六回国会 通商産業委員会 議事録 第二十号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)
午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君
委員 久雄君 理事 福田 一君
理事 中村 幸八君 理事 長谷川 四郎君
理事 永井 勝次郎君 理事 伊藤 卯四郎君
小川 平二君 田中 龍夫君
土倉 宗明君 坪川 信三君
馬場 元治君 村上 勇君
笹本 一雄君 山手 満男君
加藤 清二君 中崎 敏君
山口 シヅエ君 始関 伊平君

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
出席府委員
中小企業庁長官 岡田 秀男君
通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井 由太郎君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

七月十七日

商工會議所法案(小平久雄君外三十三名提出、衆法第三二二号)
同日

信用協同組合育成強化のための障害除去に関する請願(井上良二君外三名紹介、第四五六三号)
同(松田竹千代君紹介、第四六二五号)
同(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八三三号)

第一類第十一号

通商産業委員会議事録第二十号 昭和二十八年七月十八日

同(原田憲君外六名紹介、第四六八四号)

中国向け鉄道車両輸出許可に関する請願(岡田五郎君紹介、第四五六四号)
中小企業対策に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二七号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部改正に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二八号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に清涼飲料水製造業を加入の請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八二二号)

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
出席府委員
中小企業庁長官 岡田 秀男君
通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井 由太郎君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

七月十七日

商工會議所法案(小平久雄君外三十三名提出、衆法第三二二号)
同日

信用協同組合育成強化のための障害除去に関する請願(井上良二君外三名紹介、第四五六三号)
同(松田竹千代君紹介、第四六二五号)
同(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八三三号)

第一類第十一号

通商産業委員会議事録第二十号 昭和二十八年七月十八日

同(原田憲君外六名紹介、第四六八四号)

中国向け鉄道車両輸出許可に関する請願(岡田五郎君紹介、第四五六四号)
中小企業対策に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二七号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部改正に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二八号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に清涼飲料水製造業を加入の請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八二二号)

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
出席府委員
中小企業庁長官 岡田 秀男君
通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井 由太郎君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

七月十七日

商工會議所法案(小平久雄君外三十三名提出、衆法第三二二号)
同日

信用協同組合育成強化のための障害除去に関する請願(井上良二君外三名紹介、第四五六三号)
同(松田竹千代君紹介、第四六二五号)
同(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八三三号)

第一類第十一号

通商産業委員会議事録第二十号 昭和二十八年七月十八日

同(原田憲君外六名紹介、第四六八四号)

中国向け鉄道車両輸出許可に関する請願(岡田五郎君紹介、第四五六四号)
中小企業対策に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二七号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部改正に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六二八号)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に清涼飲料水製造業を加入の請願(早稻田柳右エ門君紹介、第四六八二二号)

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
出席府委員
中小企業庁長官 岡田 秀男君
通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井 由太郎君

すなわちこの法案の第二条の定義でございしますが、ここに中小企業等協同組合を初めといたしまして、これに農業協同組合及び水産関係、それから医業を主とした法人が加えられておるのでございますが、この加えられておるの意味について、先輩の質問に答えて、政府側は、加工をするからとか、あるいは企業を営んでいるからというお答えでございました。もしそれこの範疇が、加工とか企業とかいうことでもつて限定されているとするならば、ここに一つぜひ加えられなければならぬものがあると存するのでございします。すなわちそれは生活協同組合でございます。御承知の通り今日の生活協同組合は、消費者のためのものでございしますけれども、企業を営むということとはすでに協同組合法によつても許されているところでございます。し、各地における協同組合は、あるいは工場を持ち、あるいは加工工場を持ち、あるいは独立企業である湯屋業というふうなことも行つておるのでございします。そこでこれが第二条の範疇からはずされているという意味が私には解しかねるのでございします。特に協同組合というものが、企業を営み、一層消費者の利益をはかるためには、国際連合の方から日本政府に向つてもサセスチョンがあつたはずでございます。私は過去の二十五年から二十六年にわたる国際連合のILO委員会におきまして、協同組合の技術向上会議にGHQの命によつて日本の国民代表として出席する

る光榮を得たのでございしますが、この席上には日本の政府代表も加つておられたことを記憶しております。その折に決定されたことでございしますが、生活協同組合は、消費者の生活を一層安定ならしめるためには、ぜひ技術向上と企業を営むことを行うようにということが決議されております。この協同組合の技術向上のためには、政府は大いに援助すべきであり、国際連合としても要すれば技術員の派遣から技術の指導までもするということが、国際連合の事務局側から提案されて、アメリカ、イギリスを初め加国全部によつて満場一致決議されておることでございます。しかもそれが日本政府に向つてサセスチョンをされていることは周知の事実でございます。越えて昭和二十七年には、ILOの委員会に日本政府代表として臨まれた方々が、オブザーバーでなく加盟国として参加を許されておる次第でございます。従つてこの意味から行きますと、日本政府としては、中小企業の事業振興のために行われる長期資金は、生活協同組合にもその恵みをたれられるのが当然の仕事であり、これが義務であると思つておるにもかかわりませず、それがこの際ここから取除かれていくというゆえんのものを、この際承りたいと存するわけでございします。もしこれが政府側のミステイクであるということならば、早急にこのミステイクは改善されなければならぬものである。いわんやもしミステイクでないとするならば、そのゆえんを、この業務に携わる者のみならず、国際連合に向つても、サセスチョンに違反した場合にはその理由を付して答申をしなければならぬ決議になつておりますので、この点慎重御審議、御研究の上、御答弁が願いたいと存するのでございします。

○岡田(秀)府委員 お答え申し上げます。生活協同組合をこの公庫法にはずしましたゆえんのものにつきましては御質問でございます。実は従来信用保険法等におきまして、この生活協同組合は載つておらないのでございします。従来ずつと中小企業関係の金融の法制に載つておりませんでしたので、今回も大体それに準じて扱ひをいたしたのでございします。よく承つてみますれば、国際連合等におきまして決議もあるというところでございしますし、また一方農業協同組合等におきまして購買組合と、生活協同組合のあり方は似通つた点が相当あるように考えられますので、新しく問題というわけではございませんけれども、いろいろと内容をあげての御注意がございました。われわれといたしましては、あらためてこの問題を取上げまして、十分研究いたしたいと存じますので、若干の時間の御猶予を与えていただきたい、かように考える次第であります。

○加藤(清)委員 それではこの問題につきましては、なるべく早期に解決方をお願いしたいと御依頼申し上げて、私の質問を終わります。

○大西委員長 次に村上勇君。

○村上委員 在日朝鮮人の金融問題について伺いたいのです。朝鮮人は大体一年間に百二十億程度の税金を納めておりますが、しかし彼らには選挙権もなければ被選挙権もない。国民金融公庫の規定では金は出せない。また一方信用保証協会も同様に保証をいたしてくれない。法人の場合は、これは日本法人だから保証はするが、自然人である場合には、日本人でないから保証はしないことになっておるのであります。何とかしてこのまじめな在日朝鮮人の中小企業に対して、金融公庫で資金の心配をしてもらいたいのではありません。すなわちこういう方法はどうかと思うのです。朝鮮人の中小工業金融庫というものを設けて、政府出資でこれをつくつてもらつたらいいと思うのですが、これは私はなか／＼困難だと思ひます。だから朝鮮人の信用組合も現在できておりますが、信用組合にある程度の貸付金のわくを中金に設定してもらいたい、こう思うのですが、この点に關しての政府の御意見を伺いたいのであります。

○岡田(秀)政府委員 今御質問になりましたことにつきましては、在日朝鮮人の団体からも数々にわたりまして陳情が現にありつゝあるでございます。これの根本的な解決の問題は、やはり日韓通商条約等でもできますれば、一番根本的に解決できるかと思つたのでございまして、これは多少時日を要することかと思ひます。この点は抜きにいたしまして、現在のところといたしましては、たとえば商工中金等におきましては、朝鮮人の結成しております信用組合であるから、特に不利な扱いを

するといふふうなことは決していたさないように指導しておるのでございまして。ただ朝鮮人の関係だけを特別に取上げて、一種の特別扱いをするといふことはいささか現在のところ困難かと存するのでございまして、先般も朝鮮人の団体が参りまして、陳情いたしました中に、朝鮮人のつくつた信用組合が、商工中金と交渉して、七、八分通りでしかけておつたのに、最後に朝鮮人だからというて、断られたといふような話があつたのであります。さういふことはいいように商工中金の方でも注意をいたしまして、朝鮮人だからいかぬのだといふようなことのないように、出すように十分注意をしております次第であります。

○村上委員 ただいま差別待遇がないといふような言葉がありましたが、現に出資金と予備金の合計額の十分の一程度の手形割引を朝鮮人にはしてあるやうであります。これを日本人の信用組合と比べてみますと、日本人の場合には手形割引のわくも大幅に上まわつておるのであります。さういふやうに差別待遇がないといふことであります。したならば、日本人の信用組合と同じやうに取扱つていただきたいと思います。この点に關しての御意見を承りたい。

○岡田(秀)政府委員 御説のような方針によりまして、商工中金にも指導して参りたいと思ひます。事実上朝鮮人の団体に貸しますと、問題がこんがらがつたときにどうも困るんだといふ、一種の先入感が何となしに日本人側にあるとして、その辺が反映するといふこともあるいはあつたかもしれせんけれども、大体世の中がしづまつてお

りますので、朝鮮人だから不利な扱いをするといふことは払拭するように、商工中金にも指導して参りたいと思ひます。

○村上委員 これは私の要望でありまして、御参考までに申し上げますと、朝鮮人の信用組合は、現在できておりますのは東京信用組合、神奈川信用組合、兵庫県の信用組合、それから次に認可のあるものは茨城と福岡の二箇所、申請手続中のものに大阪と京都、以上七箇所でありまして、中小企業金融の発足によりまして、朝鮮人向けの長期運搬設備融資のわくを制定してらつて、信用組合の連合会を結成したら、これに政府の長期貸付を行つてもいいのであります。それはいい面も悪い面も出ておるやうであります。私も長い間何十年となく何万といふ朝鮮人につき合つて来ておりますが、実にまじめな者が私のつき合つて来た者には多かつた。それらをほんとうに差別待遇をしないで処置して行けば、日本人に負けないだけの義務も責任も持つて行くものなんです。今日治安対策から見まして、また思想対策から見まして、ぜひとも私はこれらを善導して行くといふことが必要であらうと思ひます。ちなみに、福祉厚生面では年間に朝鮮人のために十五、六億圓といふ金を出しておる。わずかの融資をしてやりさえすれば、これによつて中小企業が救われ、思想も非常によくなつて来る。福祉厚生対策の十五、六億なんといふものもだん／＼い

は考へるのであります。思想対策、治安対策にも一石二鳥、三鳥といふやうなよい面が出て来ると思つたのであります。しかも百二十億圓といふやうな税金を彼らは払つておる。それに対して政府として報いるために、何も金をただでやつてしまふのではない、一時ただ融通してやるというのであります。その金額の大小を私は論ずるのではないのであります。何とかここで手を打てば、思想方面その他の方面もこれによつて解決するだらう、こう思つております。御参考までに申し上げますと、工業者が約一万五千業者、商業者が約三万業者、合せて四万五千業者が内地に中小企業者としておるのであります。在日朝鮮人約六十万人ですが、こういうやうなわずかな措置でこれらの者たちがまじめに日本の再建に協力してくるだらうと思ひます。ぜひともひとつ政府は格別の御勘案をお願いいたしたいと思います。まして私は質問を終わります。

○大西委員長 次に山手満男君。

○山手委員 私は、蛇足のやうであります。もう一ぺん簡単に聞きをしておきたいと思ひます。

法案の第一条であります。が、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」との第一條の「一般の金融機関が融通する」という字句は、非常に大切であると思ひます。私は思つておりますが、提案理由の説明にも同様な字句が出ております。これは中小企業金融の本質的なものを言つておられるのだらうと思つたのであります。この法案の第一條の意味をもう一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 お答え申し上げます。そこに一般の金融機関が扱いにくい金といふことを申し上げましたのは、第一に期間の点におきまして、これは五年もの、あるいはさらに要すればもつと延ばし得るというやうな、非常に長い金であるという点が第一点でございまして、第二点は、当委員会におきましては、それでも高いといふておしかりを受けた点もございまして、ともかくも金利を一律にこれは現在の市中の金利水準から申せば、長期としてはかなり安いと存するのであります。それが第二点でございまして、第三点は、これを扱います金融機関の責任が、普通の場合におきましては、一〇〇%の責任になつておりますものを、この公庫の代理店になります金融機関は、大きいものでも八〇%、もう一つの場合におきましては三〇%の責任でやれるといふことになつております。普通預金等を集めましたもので運用するといふことです。ちよつと運用したしかねるやうなやり方をいたすといふ点を拾ひ上げましてさうに書いてあるものと考えておるのであります。

○山手委員 そうしますと、長期資金であるとか、あるいは金利の問題なんかに關連して、一般金融機関が融通することを困難とするものを融通するといふことはさういふ意味であつて、中小企業者としては一般金融機関の貸出しの對象にならないといふ、業者の側の融通を受けることの困難な事態をさしてゐるのではないのでございませうか。

○岡田(秀)政府委員 お答え申し上げます。たとえば先ほど申し上げまし

とも組合対象の貸付はもつぱら商工中金をして行わせるのが至当じやないか、かように考えるわけですが、この点について御所見を承りたい。

○岡田(秀)政府委員　商工中金が協同組合ないしその組合員を対象といたします専門の特殊の金融機関でございます。故等……

かと思つてあります。そこで先ほど来申しておりますように、物的担保をとるにいたしても、とり方なりあるいはそれに保証を加えるなり、あるいはまた今度信用保険法をそのために改正いたしまして、利用しやすいようにいたしておりますので、それらの点を適當に結合して運用して行くようにいたします。かように考えるわけでございます。

○大西委員長 次にお小川平二君。
○小川平二委員 時間が非常に限られておきますので、簡単に、二点だけお尋ねをいたしておきます。

の成長をして行く、中小企業の組織化協同化という政策の基本的線と背馳するのではないか、こういう議論はこの別々の国会から繰返し何度もなされた議論でございいます。今ここでそれを繰

か、こういう中小企業の協同化促進という政策を実行して行くための、いわゆる政策機関として設立をされた商工中興会に対しては、いろいろな面で特別な配慮がなされなければならない。これは当然であろうと思うのであります。

そこで一点お尋ねをしたいのです

朴当重点的な流し方をいたさなければならぬということにおきまして

次第であります。

○小川(平)委員 お話はよくわかりました。また組合大衆の貸付を厳密に商工中金に限るというようなことは、技術的にもあるいは困難なことだと存じます。少くとも中小企業協同化を促進するために、わざ／＼中金というものをつくりました以上は、これをデイスカレッジするようないことがないように十分御配慮願いたいと考えます。もう一つの問題は、信用組合にはどういうルートで資金を流されるつもりでありますか。

○岡田(秀)政府委員 従来私もが政府預託金等を金融機関に流します場合に、信用組合に対しては直接貸すというのをいたしません。商工中金に預託いたしました金の一部を信用組合に流すという手とつて参つておるのでございます。信用組合は内容を調べてみますれば、非常に充実しておるものもあることはあります。一方におきましては、まだ設立後日も浅くて、金融機関としての力としてはまだ不十分なものもあるかと思ひます。一方におきまして商工中金の性格から見まして、信用組合との結合を強化するというふうにいいたしますれば、双方非常に都合がよいという面もございます。こので、公庫の運用をいたしたとしても従来通り商工中金を経由するという形をとつたら適切ではなからうかと現在のところ考えておるわけでございます。

○小川(平)委員 商工中金を通じて資金を流して行きます場合に、従来いろいろの方面から、通常の協同組合に対しましてよりはるかに峻厳な条件を適用される。保証人を立てた上に担保をとる。しかも非常にやかましい。こういう例をしばしば聞くのであります。そこで今のお尋ねの趣旨はよくわかるのであります。今後中金を通じて金を流して行くということであれば、かような点に何かの配慮がなされなくてはならない。それによつて資金が円滑に流れて行くような方法を考へなければならぬ、かように考へるわけですが、その点いかがですか。

○岡田(秀)政府委員 御趣旨に沿うように善処して参りたいと思ひます。そして商工中金を信用組合とが親類づき合いをいたしまして、双方お互いに助け、助けられて行くというふうな態勢を整えるような方向に持つて参りたい、かように思ひます。

○小川(平)委員 この点は信用組合の側では連合会のようなものをつくるので、ぜひそこを通じて流してもらいたいという強い要望もあるようでございまして、ぜひいただきたいの御答弁の趣旨を的確に実行していただくように希望する次第であります。

○大西委員長 他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、これにて質疑は終了いたしました。委員長の手元に各派共同提案にかかると修正案が提出されておりますので、この際修正案の趣旨弁明を許します。長谷川四郎君。

中小企業金融公庫法案に対する修正案
中小企業金融公庫法案の一部を次のように修正する。
第五條中「百億円」を「百三十億円」に改める。

○長谷川(四)委員 全国の中小企業者が金融難にいかん苦しんでおるかという、この現実を見のがしてはならないと思うのであります。何といひましても、本年度の予算も差迫つておりますので、予算の許す限りにおいてこれを何とかしてもらいたいという考えでございます。まして、僅少でありますけれども、三十億を操作いたしました、中小企業金融公庫の融資資金の方にまわしたわけでありまして、以上のような観点から、わずか三十億であります。これを百三十億に改めたのだかと思ひます。百三十億に改めていただくと思ひますのであります。皆さんにお諮りを願ひたいのであります。

○大西委員長 以上をもつて修正案の趣旨弁明は終了いたしました。これより討論に入ります。討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大西委員長 御異議なければ、討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入ります。

まず修正案についてお諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。
〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつてただいまの修正案は可決いたしました。次に、ただいまの修正案を除く原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。
〔総員起立〕

す。小平久雄君。
○小平(久)委員 私はただいま修正可決を見ました。中小企業金融公庫法案につきまして、各派の共同提案になる附帯決議案を提出したいと存じます。

まず案文を朗読いたします。
中小企業金融公庫法案に対する附帯決議
本公庫の運用に当りては次の諸点を特に留意すること。

一、貸付対象に就いては通産省所管の業種にウエイトを置き、農林漁業金融公庫の業務との重複を避けると共に、両公庫の貸付対象の間に間隙を生ぜざるよう業務の調整を図ること。
なお、可及的速かに農林漁業等原始産業に直結する事業に対する融資は、農林漁業公庫において取扱うよう措置すること。

二、貸付金利年一割は高きに失するを以つて、年七分五厘程度に低減するよう努めること。

三、受託機関は当分の間左記の通りとすること。
イ、商工組合中央金庫(信用協同組合向融資を含む)
ロ、相互銀行
ハ、信用金庫
ニ、地方銀行及び日本興業銀行
ホ、農林組合中央金庫

四、一企業に対する貸付金の総額は差当り三〇〇万円程度とする。但し特に必要あるときは一、〇〇〇万円迄貸付け得るものとする。

五、本公庫資金の運用は、業種別地域別に出来る限り不公平のそしりなきよう普遍的に均てんし、広

く零細企業に及ぼすこと。

六、公庫の資金量は過少に失するを以つて速かに増加すること。

七、受託金融機関固有の不良貸付を本公庫よりの委託分を以つて肩替することなきよう厳重監督すること。

八、受託手数料は最高年四分程度とし、能うれば段階制を設け、小額貸付の場合を有利ならしめる措置をとること。

九、出資金中「自転車産業貸付」は今回の四億圓に限定し、今後は自転車競技法第九条の規定により本公庫の出資金とは別途に支出すること。

十、公庫役員には、中小企業に理解ある者を充て、商工組合中央金庫の業務との円滑化を図る為、要すれば役員人事の交流を図ることとする。

以上であります。
簡単に趣旨を申し上げますと、いづれもが本公庫の運用に関する問題でございます。第一の点は、農林漁業金融公庫との業務の調節を特に明らかにしていただきたいという点であります。これにつきましては、説明もありましたが、どうもはつきりしない点もあります。またわれ／＼の考え方からしますならば、むしろ農林漁業金融公庫の方で扱つてもらつた方がよろしいのじやないかというもので、法の建前からすると、本公庫の業務の範囲に一応入るようなものもあるようでありまして、従いましてここに明らかにいたしましたように、特に農林漁業と直結するようなものにつきましては、将来農林漁業金融公庫法そのものを改正

することによつてそちらに譲るといふことになるべくすみやかに措置していただきたいという点であります。

それから第二の、金利の問題であります。これは当局の説明によりますと、全般の事情からいたしまして、ただいま年一割程度でやつて行くことが妥当であろうというのであります。

が、たとえ農林関係においては七分五厘でやつておるといふ関係もありましますし、特に最近造船関係の利子の補給等の問題も本議会によりましてある程度の解決を見ておる。こういった新事態もござります。さらにまた特に中小企業を育成強化するという趣旨から見ましても、年一割という金利は必ずしも安くはない、むしろこれを引下げてほしい、特に本公庫が予算面から申しましても相当の利益を初年度から上げておる。こういうところから見ましても、これは当然引下ぐべきものだというのがわれわれの考えであります。

第三の、受託金融機関の問題であります。これにつきましてはいろいろ議論のあつたところでござります。が、資金源も乏しいことではあります。から、先ほど申し上げましたようなところにさしあたり限定して行くことが妥当であろうという趣旨であります。

それから第四の、一企業に対する貸付金の総額であります。これも資金源そのものがきつて乏しいのでありますから、なるべくこれが普遍的に貸付ができますように、さしあたりは三百万円程度で貸してほしい。あまりに一部に集中しないように特に留意をしてほしいという趣旨であります。

それから五番目は、ただいま申しま

した本公庫の資金が業種別にもあるいは地域別にも、なるべく公平に行くようにという趣旨でござります。特にまた先ほど申し上げましたが、比較的大きな、中小のうちの中の方ばかりに片寄らないように、零細企業にも及ぼすようにぜひ配慮願いたいという趣旨であります。

第六は、この資金量そのものの問題であります。今回予算の関係もありまして、ただいま修正になりました通り、出資金が最初の案の百億から百三十億に改められましたが、それをもつていたしましても過小であることは申し上げるまでもございせん。従いまして可及的すみやかにこの出資そのものを、あるいは政府の融資そのものを増加してほしいという趣旨であります。

第七の問題は、受託金融機関が持つておる分不良貸付、それを本公庫から出る資金によつて肩がわりするといったようなことはひとつ嚴重に監督をして避けていただきたいという趣旨であります。要は本公庫の資金を生かして使つてほしい、こういう意味であります。

第八は、受託金融機関の手数料の問題であります。これにつきましてもいろいろ議論がございましたが、資金源そのものが申すまでもなく国民の税金から出るわけでありまして、従いましてこの受託金融機関にもこの点を大いに理解してもらひ、手数料等も最高年四分程度でがまんをしてもらひ、大いに融資を受ける向きの利益をはかつていただきたい、こういう趣旨であります。

第九の、自転車産業向け貸付の問題であります。これはあらゆる角度

から議論をされたのでありまして、われわれの同僚議員のうちには、今回の出資金のうちに自転車産業向け貸付を含めたというところは違法ではないかという議論があつたのであります。一步譲りまして、かりに違法ではないかといひましてもまぎらわしいことは事実であります。従いまして今後はこの出資のうちに自転車産業向けの貸付金を含めるといふようなことはやめて別途にこれを出していただきたい。今年だけはまず／＼やむを得なからう、こういうところでありまして。

それから第十番目は、公庫の役員の問題であります。各委員から盛んに議論されましたごとく、特に商工中金とは密接な関連を持つて、また特に円滑にやらなければならないと存じますので、その間人事においてもなるべく交流等をやつて、本来のそれ／＼の立場が円滑に行くようにその運営をお願いしたい、こういう趣旨であります。

どうか委員長からお諮りを願ひまして、皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

○大西委員長 ただいまの小平久雄君提案にかかる附帯決議に対し、討論の通告がありますから順次これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 本法案の第二条の中小企業の定義において、生活協同組合を除いたしておりますことは、はなはだ不満であります。しかしながら、わが党加藤委員のこれに対する質問に對しては長官は、できるだけすみやかなる機会にこれが是正を期したいということを言明されましたので、これに信頼いたしまして本法の原案に對して賛成をいたすものであります。ただいま

小平委員より提議せられました附帯決議案に對しては、大体において賛成であります。が、わが党といたしましては、別に附帯決議に加ふべき事項を持つていたのであります。しかるにこれが共同の提議に至りませんでしたことはわれわれのはなはだ遺憾とするところであります。従来の金融機関の操作において行き届かなかつた面に對して新しい金融の道を開いて、そうして中小企業の円滑なる運営と振興をはかるというところに本公庫の目的があるわけでありまして、しかしながら、口ではそう申しましても、複雑多岐な経済活動の中においてそういう線をねらつて行くということは、非常に困難であります。容易な条件のものはほとんど既設金融機関において充足され、充足されないまでもある程度金融の對象になつて救われておるものであります。が、そこから抜けているものは非常に困難であると思つております。従つて、仕事は困難ではあるがきつめて重

要である。そういう点、運営において十分考慮を払つていただかなければならぬのであります。ことに今後の日本経済の方向といたしまして、MSAの関係及び軍需産業の面が大きく出て参ると思つております。こういう面における資金の需要というものが非常に起つて来る。いろいろな機関を通して、軍需産業重点に偏向する危険性というものは私は非常に考へるものであります。そういう方面へ流れ込んで行く道をふさいで、ほんとうに平和的な産業、国民生活に直結した面、こういう面の振興——少い資金量をもつて最大限度の効果を上げるよう

な方途を講ずることがきつめて適切な事柄であると考えたのであります。が、この点が除外されましたことは私の最も遺憾とするところであります。もともと金融は公共性を持つておるのであります。もうかりさえすればよいという性質のものでは断じてないといわれは考へます。また産業の分野における金融の持つ作用及びその地位といふものは、産業が先行してこれに金融がくつついて行くといふ、こういう形でなければならぬにもかかわらず、現在の状態はどうかといふと、金融が先行して産業がこれにくつついてい

金融独占の支配が非常に強化されてい

た状態が日本の現在の状態であると考えられるのであります。この点について行かなければならぬと思つております。ことに中小企業の振興というむづかしい仕事を、わずかな金融量をもつて効果的にこれを果すためには、われわれはその基本として計画経済、経済的な面において計画性を持つて、そうして何を振興するのかという方向を明らかにしながらこの金庫の運営をはかつて行かなければならぬにもかかわらず、単に金融が足りないという要望で金融の道をつけて行き、税金が高いというのでただ税金を下げる、基本の中小企業の振興という事柄に對する構想を持たない、計画を持たない、漫然たる金融の流し方をすると、いふことは、ないにまぎらして、その効果が非常に減殺されると考へるのであります。この意味において、現在の段階における経済政策について、われわれは吉田内閣と基本的に態度を異にいた

します。この転換期において、数年にわたりし混乱を来すことがあるといふたし、わが日本民族及び国の経済政策の将来にわたつて重大な禍根を残すものとわれ／＼は考へるのがあります。こういう意味においてわれわれは、この金庫の少い資金量をもつて最大限に効果を上げるためには、その基礎として計画的な構想を確立することが先決条件である、かように考へるのであります。本金庫がスタートしたてから、今後一年ぐらゐの経験を通して、われ／＼の主張が正しいといふことを現実の面において立証し、現政府の誤りを事実をもつてただして、すみやかにわれ／＼の正しい政策の面に合うように態度を是正する機会を確立したいとわれ／＼は期待いたします。この附帯決議に對しては、われ／＼の基本的な考へが落ちましたが、ないにまゐるという考へをもちまして、本附帯決議に賛成の意を表する次第であります。基本的な申しまして、金融の問題は、個々の条件——個々の成文で運営の万全を期待するものではないのでありまして、真に本金庫がどんな点をねらい、どの中小企業の振興をはかるか、金融の公共性と、本金庫の生れし趣旨等を体して、真に努力し、中小企業に奉仕するという考へが、これの運営の万全を期待し得るものであると考へますので、局に當る者の十分なる努力と、謙虚なる態度を期待いたしまして、本案にわが賛成の意を表する次第であります。

○大西委員長 次に伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 私どももこの法案に賛成をしたのであります。実は法案の内容にわたつて修正すべき点の多々あることも認めたのでありますけれども、何分中小企業者に早く金融の道をあけてやりたい、こういう点から、各党は一一致して、ただいま出された附帯決議をしたのであります。従来のごとくあまり厳格な規定をつくつて、そのためにこの金が時間的に生きた資金として使われないようなことのないように、この点を当局者に強く要望しておくのであります。とかく従来はそういう手続上の問題であつたに時間をかけ過ぎて、借りられないし、また借りてもそのためにいろいろな経費が非常にかかつたというふうなことがよくありますから、こういうことのないように、特にこの点をひとつ注意を促しておきたいのであります。それから、とかく従来不公平な点がありました。特に金融機関などがこの審査の上に何の条件もないという条件をつけて差別待遇、不公平をやつて、こういう点からとかく非難攻撃が起つて来る、こういう点が従来非常にありましたから、こういう点は特に企業庁等において、委託金融機関に對して、厳重にこういう点のないようにひとつ監督をしてもらいたいと思ふのであります。それからせつ／＼の資金であるから、この資金が中小企業の育成指導の上に役立つよう、企業庁は一段の指導上の努力をされるように、この点強く要望いたしておきます。それから今独占禁止法が緩和されるというふうなことが、これが緩和されるというふうなことになるならば、大企業、大資本、これはいづれも大きな金

融資本がバックしております。こういう点から独禁法の緩和とともに、大企業が圧倒的に中小企業を押しつぶして行くことは目に見えようなものがあるわけでございます。こういう点から独禁法の中にも、とかく問題になりましてのは、不況カルテルの問題などが取上げられておるのであります。こういうときにあたりまして、この中小企業者のために、今度のこの金庫の金が使われるというところは非常に私どもは意義があると思ふのであります。従つて中小企業者を守るために、中小企業者に協同の力を与えて、この独禁法から緩和されて来る大資本、大企業に對して、中小企業者を守るというところ、この点には私はこの金庫の金が非常な意義ありと信じておるのであります。こういう点に對して、特に企業庁は中小企業者に協同の力を与えて、この発展のできるように指導育成に力を注がれるように要望したいのであります。

それから昨日の質問の中に、通産大臣の答弁ではなかつたかと思ふますが、この金を企業合理化のために使う云々というふうな答弁があつたようでございますが、企業合理化という言葉は、これは企業を整備するというにとにかくとれがちの点であります。もし今度のこの金が、そういう考へ方で使われるということになるならば、私はこれはまことに悲しむべきものであると思ふのであります。今度のこの金は中小企業者の設備のために、あるいはまた設備を一層活発化するため、ある意味においては、これは意義ある運動資金などに使われるというところは、われ／＼は認めなければならぬと思ふのであります。がゆゑにこの金庫の金は、中小企業者の新たなる、若返つた、国際的にも大資本との上にも太刀打ちのできる設備あるいは運動、こういう点に新しい生命を吹き返させるためにせつ／＼の指導上の問題は掲げ使つてもらわなければならぬと思ふのであります。今度中小企業庁は実力を持たなかつたのであります。たとへばいろいろ指導上の問題は掲げましたけれども、実はこれを実力化する金というものを持つていないのであります。中小企業庁はとかく軽んじられていたのであります。とかく机上の空論を言つておるうちに輕視されてしまつた。しかし今度はこの百億以上の金を与えられたわけでございます。いわばこれは中小企業庁に初めてこういう実力を与えられたわけであるから、この実力をさらに中小企業庁が、今後の意義ある存在として、国民からも特に中小企業者からこの親しみと尊敬をされる企業庁としての存在の価値をあらしめるようににされなければならぬと私は思ふのであります。この点は岡田長官がどれだけの、この上に立つての實力があるかという点を私は問われる点であると思ふのであります。これは今度あなたが要望されておつたことが、初めてここに生れて来たのであるから、これをあなたがどれだけ生かす得るかというところは、かかつてこの運用の上にあると私は考へておる。今度あなたが實力を持つておらなかつたけれども、今度は實力を与えられたのだから、ひとつこの實力をさらに来年は二倍、三倍にして、この中小企業庁の価

値を高めるように、また中小企業者から親しみと尊敬をされるようにしていただきたい。通産大臣もおいでになるが、これはあなたのところの部下が、子分が、とにかくこれに携つてどれだけの価値をあらしめるかということに對しては、十分監督をしてやつていただきたい。以上のような点を私は強く要望いたしまして、この法案に賛成をするものであります。

○大西委員長 次に長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 本法案に對しては、修正すべき点も多々あるのであります。しかし前国会よりの引續きの法案でありまして、中小企業者は現在首を長くしてこの法案の成立を待つておるのであります。このような点等から考へまして、早急にこれを制定していただいて、そしてまずその目的を達していただきたい、全からしめなければならぬというのがわれ／＼の念願であります。従ひまして、まず原案には、申し上げた通り修正すべき点が多々ありますけれども、これに賛成をいたしまして、さらに各党の提案になるところの附帯決議に對しては、私は賛成をするものであります。ただし非常に残念だと思ふのは、信用組合の問題であります。今度の金融公庫の目的は、なるべく零細企業者にこの金融措置をしてやりたいというのがすなわち親心であらうと思ふのであります。その親心が一番末端にある業者、すなわち信用協同組合に直接与えられないというところは返す／＼も残念でございます。しかしながらこれらの処置に對しましては、商工中金を通じまして信用組合に十分流すようにとい

うような心構えであるということを岡田長官もはつきり伝えておりますし、まずこの点に対しては、申し上げたように、この金庫の目的を全からしめるのはこの信用組合を通じなければならぬという考え方でありますので、ぜひともこの信用組合に対して十分なあたたかい親心を示していただきたいということを申し上げるわけでございます。従いまして、以上申し上げた通りこの各党提案の附帯決議に対しましては、わが党といたしましても賛成をいたす次第でございます。

○大西委員長 以上をもつて討論は終結いたしました。

ただいまの小平久雄君の提案の通り附帯決議を付するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて附帯決議を附するに決しました。

この際ただいま決定いたしました附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますからこれを許します。岡野通商産業大臣。

○岡野國務大臣 ただいま附帯決議が御決定になりましたにつきましては、政府といたしましては、この御趣旨をよく尊重いたしまして、その線に沿うて今後の運営を十分指導して行きたいと存じます。

○大西委員長 この際お諮りいたします。ただいま決議いたしました議案に関する報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議がなければ、さようとりはからいます。

本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

〔参照〕

中小企業金融公庫法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月二十七日印刷

昭和二十八年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局